

**自立支援医療（精神通院）受給者証に係る  
複数医療機関の申請及び自己負担上限額の変更申請  
をされる方へ**

自立支援医療（精神通院）受給者証に係る複数医療機関の申請書及び自己負担上限額の変更申請書を提出される方は、平成30年10月1日から、自己負担上限額管理票の原本も写しも提出する必要はありませんので、ご注意をお願いします。

また、自己負担上限額管理票は、修正された受給者証が市町村から返ってきたときに、その受給者証を見ながら修正していただくようお願いいたします。

なお、平成30年10月から自己負担上限額管理票の様式が新様式（記載事項の記入がより簡易）に変わります。それまでに交付された旧様式の管理票は、承認期間が経過するまでお使いになることができますが、希望により、新様式に切り替えることもできますので、通院されている医療機関に御相談ください。